

三重県公報

第9690号
昭和43年12月3日
火 曜 日

目 次

告 示

- 国民健康保険法による国民健康保険医登録 (保 険 課) 1
- 国民健康保険法による療養取扱機関申出受理 (同) 2
- 農林経済関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する要綱 (農林経済課) 2
- 県道路線の認定 (道 路 課) 13
- 県道路線の廃止 (同) 14

公安委告示

- 警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域の一部改正 (警察本部警務課) 14

公 告

- 県有財産競売 (計 画 課) 16

告 示

●三重県告示第813号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条第3項の規定に基づき、次の者を国民健康保険医として登録があつたものとみなしたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

登録の記号及び番号	氏 名	登録年月日
三国医2680	高芝 絃之	昭和43.11.12
三国医2681	津坂 洋子	"
三国医3078	大杉 絃	" 43.11.9
三国医3077	駒田 信也	"
三国医3079	山崎 泰弘	"

●三重県告示第814号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第3項の規定に基づき、療養取扱機関とみなしたものは、次のとおりであるので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条の規定により告示する。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

療養取扱機関の名称	所在地	申出受理年月日
あかつき薬局	四日市市宮東町1の17	昭和43.11.1

●三重県告示第815号

農林経済関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

農林経済関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

農林経済関係事業補助金等交付要綱（昭和39年三重県告示第728号）の一部を次のように改正する。

別表1 三重県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金の欄中

2 組合監査士の設置に要する経費のうち次に掲げるものについて要する経費 (1) 俸給等（本俸、扶養手当、勤務地手当及び通勤手当をいう。） (2) 特別手当（期末手当及び勤勉手当等をいう。）	を	2 組合監査士が行なう組合の監査に要する経費	に改め、
3 組合監査士により行なう組合の監査に要する経費		3 組合の監査の事後指導に要する経費	
4 組合の監事の行なう組合の監査の改善についての対策実施に要する経費		4 組合の監事が行なう組合の監査改善対策の実施に要する経費	

5 組合の職員の養成に関する研修事業に要する経費

6 組合の職員の養成に関する研修施設の整備に要する経費

5 組合の職員の養成を図るための研修に要する経費

同表農業協同組合合併推進費補助金の欄中「農業協同組合合併推進費補助金」を「三重県農業協同組合合併対策基金造成事業費補助金」に改め、

1 施設整備費補助金	市町村農業協同組合合併対策助成法（昭和36年法律第48号）第5条第1号に規定する合併組合（以下「合併組合」という。）が合併協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条から起算して2年以内に別表8に掲げる施設を改良、造成又は取得するに要する経費	施設の改良、造成若しくは取得に要する経費の3に相当する額又は当該合併経営計画に従い合併した組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号及び第2号の事業をあわせ行なう農業協同組合に限る。）数に15万円を乗じて得た額のいずれか低い額以内	合併組合
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

及び「2 合併対策基金補助金」を削り、同表農業共済団体事務費補助金の欄中

農業共済団体事務費補助金	農業共済組合及び農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第85条の6第1項の市町村（以下「組合等」という。）並びに農業共済組合連合会の事務執行の推進を図る。	信 連
--------------	---------------------------------------------------------------------------------	-----

を削り、

1 農業共済組合等事務費補助金	農業共済組合及び農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第85条の6第1項の市町村（以下「組合等」という。）が農業災害補償法に基づき行なう業務の円滑な運営を図る。	に改め、
-----------------	------------------------------------------------------------------------------------	------

2 農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会が農業災害補償法に基づき行なう業務の円滑な運営を図る。
3 家畜診療所整備強化費補助金	家畜診療所整備強化費補助金	家畜診療所組織の整備強化を図る。
4 農業共済組合等組織活動費補助金	農業共済組合等組織活動費補助金	農業共済組合の健全な組織の育成を図る。
5 合併組合特別事務費補助金	合併組合特別事務費補助金	農業共済組合の合併の推進を図る。
6 農業共済事業市町村移譲促進事業費補助金	農業共済事業市町村移譲促進事業費補助金	農業共済事業を市町村で実施する場面の円滑な推進を図る。
7 果樹保険事業事務費補助金	果樹保険事業事務費補助金	果樹保険業務の促進を図る。

同表米穀管理協力費市町村交付金の欄の前に次のように加える。

農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会が組合等健全な組織の育成を図る。	当該事務費の1/3以内	農業共済組合連合会
		改善、事業改善、役員研修会等に要する事務費		

別表1 へき地農山漁村電気導入事務費補助金及び離島電気導入事業費補助金の欄を削り、同表農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金の欄を次のように改める。

三重県自作農協会事務費補助金	三重県自作農協会の円滑な運営を図る。	市町村自作農組合及び自作農維持資金の貸付けを受けた農業者の育成指導事業等の実施に要する経費	別に定める額	三重県自作農協会
----------------	--------------------	-----------------------------------------------	--------	----------

別表2 三重県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金の欄中「三重県農業協同組合

連合会」を削り、同表農業協同組合併推進費補助金の欄を次のように改める。

三重県農業協同組合併対策基金造成事業費補助金	事業計画書 中央会の当該事業に関する予算書 信連の事業計画書	第5号 2部 同上
------------------------	--------------------------------------	-----------

別表2 農業共済団体事務費補助金の欄中

農業共済団体事務費補助金		
1 農業共済組合等事務費補助金	農業共済組合等事務費補助金	
2 農業共済組合連合会事務費補助金	農業共済組合連合会事務費補助金	
3 家畜診療所整備強化費補助金	家畜診療所整備強化費補助金	
4 農業共済組合等組織活動費補助金	農業共済組合等組織活動費補助金	を改め、
5 合併組合特別事務費補助金	合併組合特別事務費補助金	
6 農業共済市町村移譲促進事業補助金	農業共済市町村移譲促進事業費補助金	
7 果樹保険事業事務費補助金	果樹保険事業事務費補助金	

同表米穀管理協力費市町村交付金の欄の前に次のように加える。

農業共済組合連合会事業活動費補助金	事業計画書 収支予算書	第14号の4 2部 4月30日 第14号の5
-------------------	----------------	---------------------------

別表2 へき地農山漁村電気導入事業費補助金及び離島電気導入事業費補助金の欄を削り、同表農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金の欄中「農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金」を「三重県自作農協会事務費補助金」に改める。

別表3 三重県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金の欄中「1及び3から5まで」を「1から5まで」に、

2 農業協同組合監査士の設置に要する経費のうち俸給等及び特別手当に要する経費	2に掲げる経費と他監査士による監査組合の1から6までに掲げられる経費との相互間増減又は経費の配分の流用をしようとする変更するとき
3 農業協同組合監査士により行なう給合の監査に要する経費	

- 4 組合の監事の行なう組合の監査の改善についての対策実施に要する経費
- 5 組合の職員の養成に関する研修事業に要する経費
- 6 組合の職員養成に関する研修施設の整備に要する経費
- 2 組合監査士が行なう組合の監査に要する経費
- 3 組合の監査事後指導に要する経費
- 4 組合の監事が行なう組合の監査改善対策の実施に要する経費
- 5 組合の職員養成を図るために行なう研修に要する経費

組合の職員養成に関する研修施設の整備に要する経費に係る研修施設の面積の減少10%をこえる増加又は所在地の変更

組合監査士による監査計画組合数の10%をこえる減少

に改め、同表農業協同組合合併推進費補助金の欄を削り、同表農業共済団体事務費補助金の欄中

農業共済団体事務費補助金	を	家畜診療所整備強化費補助金
--------------	---	---------------

に改め、同表へき地農山漁村（離島）電気導入事業費補助金の欄を削る。

別表4 農業協同組合合併推進費補助金及びへき地農山漁村（離島）電気導入事業費補助金の欄を削る。

別表5 三重県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金の欄中「4月30日」を「別に定める。」に改め、同表三重県農業協同組合婦人育壮年部組織活動促進費補助金の欄中「5月31日」を「同上」に改め、同表農業協同組合合併推進費補助金の欄を次のように改める。

三重県農業協同組合合併事業成績書
対策基金造成事業費補助中央会の当該事業に関する決算書
金 信連の業務報告書

第5号2部 同上

別表5 農業共済団体事務費補助金の欄中

農業共済団体事務費補助金		
1 農業共済組合等事務費補助金	を	農業共済組合等事務費補助金
2 農業共済組合連合会事務費補助金		農業共済組合連合会事務費補助金
3 家畜診療所整備強化費補助金		家畜診療所整備強化費補助金
4 農業共済組合等協力組織活動費補助金		農業共済組合等組織活動費補助金
5 合併組合特別事務費補助金		合併組合特別事務費補助金
6 農業共済市町村移譲促進事業費補助金		農業共済市町村移譲促進事業費補助金
7 果樹保険事業事務費補助金		果樹保険事業事務費補助金

「5月31日」を「同上」に改め、同表米穀管理協力費市町村交付金の欄の前に次のように加える。

農業共済組合連合会事業活動費補助金	事業成績書	第14号の4	2部	同上
	収支精算書	第14号の5		

別表5 へき地農山漁村（離島）電気導入事業補助金の欄を削り、同表農業委員会費等補助金の欄中「第26号」を「第20号」に改め、同表農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金の欄中「農地等取得資金及び自作農維持資金融通事務費補助金」を「三重県自作農協会事務費補助金」に改める。

別表6中

農業協同組合併推進費補助金		農業協同組合併対策基金造成事業費補助金	第30号
合併対策基金補助金	第30号		
農業共済団体事務費補助金		農業共済組合等事務費補助金	第31号
農業共済組合等事務費補助金	第31号		
農業共済組合連合会事務費補助金	第31号	農業共済組合連合会事務費補助金	第31号
家畜診療所整備強化費補助金	第32号	家畜診療所整備強化費補助金	第32号
〇〇果樹保険事業事務費補助金	第32号の2	果樹保険事業事務費補助金	第32号の2

を

に改め、「1へき地豊山漁村(雛島)電気導入事業費補助金第33号」を削る。

別表7を次のように改める。

別表7

補助金等の名称	財 産 名	期 間
家畜診療所整備強化費補助金	家畜診療用器具機械及び家畜診療用車輛	別に定める。

別表8を削る。

第1号様式の2の項の表中

監査士設置費	を	監査士監査費	に改め、養成研修施設整備費の欄を削
監査士監査費		監査事後指導費	

る。

第1号様式の3の項(1)のニの表の次に次のように加える。

ホ 長期計画樹立実施指導

指導組合数	延べ日数	事業費
組合	日	円

第1号様式の3の項(2)を削り、同項(3)のハの表の次に次のように加え、同項(3)を同項(2)とする。

ニ 監査事後指導

指導組合数	延べ日数	事業費
組合	日	円

注「指導組合数」欄は、延べ組合数を記入すること。

第1号様式の3の項(4)のロの表中

指導員数	指導組合数	指導組合数
人	人	組合

を に改め、同項(4)を同項(3)とする。

第1号様式の3の項(5)を同項(4)とし、同項(6)を削る。

第2号様式の2の項の表中

監査士設置費	を	監査士監査費	に改め、養成研修施設整備費を削る。
監査士監査費		監査事後指導費	

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

第8号様式を次のように改める。

農業共済組合長
組長 (市町村)
(市町村)

支 出 明 細 書

第8号様式

住所 連絡所

区分	細 分	国庫負担率	支出総額	国庫負担率の割合	負担金額		区分		備考
					金額	%	賦課金	その他	
人員	職員手当	10/10以内					円	円	1職員数
	旅費	10/10以内							2損害評価委員数
	委員手当	8/8以内							3共済連絡員数
庁費	事務費	10/10以内							
	業務費(共済連絡員手当を除く)								
	施設費								
その他(業務支出)				100%					

第10号様式の2の項の表中「損害評価手当」を損害評価員手当に、

評価委員、評価員及び連絡員を主とした会議費				
-----------------------	--	--	--	--

を

評価委員、評価員及び連絡員を主とした会議費				
その他				

に改める。

第14号の3様式の次に次の2様式を加える。

第14号の4様式

事業計画(成績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

区 分	開催件数	対象人員	経 費	備 考
経営改善対策		人	円	
事業改善推進				
役職員等研修				
計				

3 事業推進方法

- (1) 経営改善(計画樹立、経理の指導資料の配付等)
- (2) 事業改善(引受、評価の適正指導等)
- (3) 役職員等の研修(理事、監事、職員、連絡員等)

4. その他

第14号の5様式

収支予算(精算)書

1 収 入

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
賦課金					
その他					
計					

2 支 出

区 分	本年度予算額 (本年度 精算額)	前年度予算額 (本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
経営改善対策費	円	円	円	円	
事業改善推進費					
役職員等研修費					
そ の 他					
計					

第22号様式を次のように改める。

第22号様式

三重県自作農協会事業計画(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(1) 市町村自作農組合育成指導

指導対象	農業経営改善計 画作成			農業経営改善計 画達成及び事後指導			計	備 考
	回数	人員	日数	回数	人員	日数		
組合数	回	人	日	回	人	日	回 人 日	

(2) 市町村自作農組合事務職員指導

指導対象	自作農組合運営 指導			研 修 会			計	備 考
	回数	人員	日数	回数	人員	日数		
組合数	回	人	日	回	人	日	回 人 日	

(3) 市町村自作農組合長会議

組合数	組合長会議			役員会議			計	備 考
	回数	人員	日数	回数	人員	日数		
	回	人	日	回	人	日	回 人 日	

(4) 東海地区自作農協会協議会

会員数	会 長 会 議			幹 事 会			計	備 考
	回数	人員	日数	回数	人員	日数		
	回	人	日	回	人	日	回 人 日	

(5)全国自作農協会

協会数	会 長 会 議 幹 事 会						計	備 考
	回数		人員		日数			
	回	人	回	人	回	人		
	回	人	回	人	回	人	回 人 日	

第24号様式の1の項の表中

監査士設備費 を 監査士監査費 に改め、養成研修施設整備費の欄を
監査士監査費 監査事後指導費

削る。

第24号様式の2の項(1)のイ中、「指定」を「指導」に改め、同項(1)への表の次に次のように加える。

ニ 長期計画樹立実施指導

指導組合数	延べ日数	事業費
組合	日	円

第24号様式の2の項(2)を削り、同項(3)のロの表の次に次のように加え、同項(3)を同項(2)とする。

ハ 監査事後指導

指導組合数	指導組合数の内訳		延べ日数
	前年度監査	本年度監査	
組合	組合	組合	日

第24号様式の2の項(4)を同項(3)とし、同項(5)を同項(4)とし、同項(6)を削る。

第26号様式及び第27号様式を次のように改める。

第26号様式及び第27号様式 削除

第29号様式を次のように改める。

第29号様式 削除

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、昭和43年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の告示の規定によつて交付された補助金については、なお従前の例による。

●三重県告示第816号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき、次の路線を県道に認定したので、同法第9条の規定により告示する。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
512	青山高原公園線	一志郡久居町榑原 一志郡白山町大字垣内	—
517	賀田港中山線	賀田港 尾鷲市賀田町字中山	—
748	大湊宮町停車場線	伊勢市大湊町 宮町停車場	—
749	的矢鳥羽線	志摩郡磯部町の矢 鳥羽市(国道167号線交点)	—
750	畔蛸浦村鳥羽港線	鳥羽市畔蛸町 鳥羽港	鳥羽市浦村町
751	三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡長島町島原字三戸 紀伊長島停車場	—
752	茶屋町湯の山停車場線	四日市市茶屋町 湯の山停車場	—
753	平尾茶屋町線	四日市市平尾町 四日市市茶屋町	—

関係図書は、三重県土木部道路課に備えおいて縦覧に供する。

●三重県告示第817号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止したので、同法第9条の規定により告示する。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
303	関停車場地藏院線	関停車場 地藏院	—
517	賀田港飛鳥線	賀田港 熊野市飛鳥町	—
628	平尾桜町西線	四日市市平尾町 四日市市桜町西	—
712	大湊小木線	伊勢市大湊町 伊勢市小木町	—
725	浦村松尾線	鳥羽市浦村町 鳥羽市松尾町	—
726	松尾山田線	鳥羽市松尾町 志摩郡磯部町山田	—

関係図書は、三重県土木部道路課に備えおいて縦覧に供する。

公安委告示

●三重県公安委員会告示第21号

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域(昭和36年三重県公安委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、昭和43年11月21日から適用する。

昭和43年12月3日

三重県公安委員会委員長 川喜田壮太郎

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所及び検問所の名称、位置及び受持区域表の

鈴鹿警察署の欄中

署所在地	管内
第1分区	鈴鹿市の内 須賀町、神戸常盤町
第2分区	神戸壹町、神戸十日市場町
第3分区	神戸矢田部町、神戸河町
第4分区	神戸新町、神戸石橋町、神戸小山町
第5分区	神戸十日市町
第6分区	神戸西町、神戸堅町、神戸鍛冶町
第7分区	神戸本多町、神戸地子町
第8分区	安塚町、飯野寺家町、矢橋町、肥田町
河曲警察官駐在所 鈴鹿市河田町	河田町、山辺町、木田町、国分町、十宮町

を

署所在地	管内
第1分区	鈴鹿市のうち 神戸本多町
第2分区	神戸地子町、安塚町、飯野寺家町
第3分区	矢橋町、柳町、肥田町
鈴鹿市駅前警察官 派出所 鈴鹿市神戸矢田部 町	河田町、山辺町、木田町、国分町、西条町、野辺町
第4分区	十宮町、須賀町
第5分区	神戸常盤町、神戸壹町、神戸十日市場町、神戸西町、神戸堅町、神戸鍛冶町
第6分区	神戸新町、神戸石橋町、神戸小山町、神戸十日市町
第7分区	神戸矢田部町、神戸河町
第8分区	

に、

若松警察官駐在所
鈴鹿市北若松町 北若松町、中若松町、土師町、柳町(中島を含む。)

を

若松警察官駐在所
鈴鹿市北若松町 北若松町、中若松町、土師町

に改める。

公 告

●県有財産(土地)の競売を次により行ないますから、希望者は、現場及び入札心得書を熟覧のうえ参加してください。

昭和43年12月3日

三重県知事 田 中 覚

1 売払物件

所在地	街区番号	種別	面積
四日市市南納屋町	5~20	宅地	39.07平方メートル
〃	9~24	〃	66.22
〃	10~6~1	〃	52.67
〃 昌栄町	26~8~1	〃	45.56
〃	28~4	〃	147.89
〃	41~4	〃	65.89
〃 十七軒町	37~5	〃	80.29

2 入札及び開札の日時

入札 昭和43年12月20日 午後1時30分から午後1時50分まで

開札 昭和43年12月20日 午後2時

3 入札及び開札の場所

四日市市三栄町1番5号 三重県四日市都市計画復興事務所

4 入札心得書及び契約条項を示す場所

四日市市三栄町1番5号 三重県四日市都市計画復興事務所

5 入札保証金

入札参加者は、入札価格の100分の5以上の現金を入札前に納付すること。

6 その他

その他必要事項は、入札の際説明する。

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 300円

1箇年 3,600円

昭和43年12月3日印刷発行

津市広明町13番地(電代⑧1,111)

三 重 県 庁

印刷 三重県総務部学事文書課